

## 第5章 具体的な提言及び実態調査の参考意見

これまで、認定NPO法人制度の概要と歴史、現状、財務分析、実態調査について確認してきた。第3章の財務分析から、認定NPO法人への寄付は、増加傾向にあると言える<sup>\*1</sup>。一方で、認定NPO法人全体の寄付金総額のうち、上位4法人で全体の50%を超え、上位10法人で約2/3を占めている。寄付が特定の法人に集中している状況であり、寄付のすそ野が拡がっているとはいえない<sup>\*2</sup>。

我が国は「課題先進国」ともいわれ、多様な社会課題を抱えている。NPO法人が寄付を受けやすくなり、その活動を拡充するための制度である認定NPO法人がさらに普及し、多様な法人が認定NPO法人になることで、寄付のすそ野が拡がっていくことが、こうした社会課題の解決に寄与するものと考えられる。

第2章「認定NPO法人の現状」においては、認定NPO法人の増加数が鈍化している要因として、以下の問題を挙げた。

- ①申請法人数が減少していること。
- ②申請をしても認定がされずに取下げをする取下げ率が上昇していること。
- ③一度認定NPO法人になったが、認定を更新しないあるいはできない法人（失効法人）が増えていること。
- ④認定NPO法人の認知度が低く認定NPO法人の特色も伝わっておらず、信頼性の向上につながっていないこと。

第4章の認定NPO法人実態調査では、認定NPO法人の様々な声が届けられた。もっと多くのNPO法人が認定申請をし、申請をした法人が取り下げをせざるを得ない状態を減らすためにはどのようなことが考えられるのか。一度認定NPO法人になった法人が認定NPO法人であることをやめてしまうことがないようにするはどうしたらいいのか。認定NPO法人の信頼はどのようにしたら向上できるのか。

「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」では、実態調査のアンケート結果をカテゴリー分けしたうえで、まとめ、以下の4つの提言を行うこととする。

提言1：認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。（行政庁の方に）

提言2：寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。（行政庁の方、NPOの方に）

提言3：認定NPO法人制度の一般周知を促進する。（主に行政庁の方に）

提言4：NPO法人自身のレベルアップを図る。（NPO法人、NPO支援組織の方に）

以下に、各提言の内容について詳述する。なお、本章の後半には、提言の根拠となつた実態調査における認定NPO法人の回答を掲載している。こうした声に向き合い、認定NPO法人制度をより良い方向へ導いていく所存である。

## 提言 1

### 認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。(行政庁の方に)

申請を行うNPO法人の認定について、予見可能性を高め、全国で整合性のある運用を実現するために、「認定NPO法人ガイドライン」(仮)の作成を求めるものである。

税制優遇を希望するNPO法人は、各地域において共通の趣旨で活動している場合が多く、同様の優遇措置を受けられるよう、全国的に一貫した運用が求められている。しかしながら、現状では所轄庁ごとに運用に差異が見られ、NPO法人が認定を取得しやすい都道府県へ本店を移転する事例などが報告されている。

さらに、認定取り下げの具体的な事例についての情報が不足しているため、調査事例の共有を求める声も多く寄せられている。担当者間で認定基準の解釈に違いがあるとの指摘も見受けられ、所轄庁や担当者による判断のばらつきをできる限り減らし、NPO法人側が認定に向けた準備を予測しやすくすることが求められている。

こうした背景のもと、全国で統一された「認定NPO法人ガイドライン」の作成が期待されている。ガイドラインは、行政庁が、認定NPO法人の関係者やその支援組織等とも議論したうえで、協働して作成することを求める。このガイドラインは、所轄庁の判断の適正化・統一化に寄与し、予見可能性を高めるとともに、NPO法人にとって制度の設計趣旨や重視すべきポイントを理解する契機となり、認定に必要な要件をより明確に把握できるよう支援するものである。

#### ＜ガイドラインに組み込んで欲しい項目＞

ガイドラインの趣旨、目的を、NPO法の理念や認定NPO法人制度の策定の経緯（特に2011年（平成23年）改正の経緯）から明確にする。

認定NPO法人制度について、NPO法や認定NPO法人制度の趣旨が審査をする関係者間で十分に共有されていないことが、全国で一貫した運用を難しくしている可能性があ

\* 1 第3章 財務分析 図表1 はじめに－データの概要と概観

\* 2 第3章 財務分析 図表2～4 寄付額上位10団体について（2019, 2020, 2021）

る。こうした背景から、ガイドラインには、NPO法および認定NPO法人制度の目的や趣旨を明示し、所轄庁、認定NPO法人、そして新たに申請を行うNPO法人と共有することで、より円滑な運用が実現できるのではないかと考える。

### 寄付の証明方法の明確化

休日に知人から寄付を預かる際に寄付者から申込書を受け取れないケースや、法人のパンフレットを見て銀行振り込みで寄付する場合などが報告されている。寄付者の申込書があることがPSTの寄付金としての算入の条件としてしまうと、寄付者の利便性を損なうという面もある。一方で、寄付者の水増し防止の観点も必要である。

寄付者の意思表示が書面でない場合、どの範囲まで寄付金として認められるか、また寄付金として適切に認定するための方法について、例えば、寄付をいただいた方にお礼のメールを送った記録がある場合は、原則として寄付金として認めるなど、全国で一貫した運用ができるよう基準を明確にする必要があると考える。

### 寄付者名簿の形式の柔軟化

定められた寄付者名簿の形式について、「使いづらく手間がかかる」との声が多く寄せられている。例えば、「氏名」「住所」「寄付金額」「受領年月日」の4つの項目が網羅されていれば、寄付者名簿の形式は問わないとする、100名分の寄付者が確認出来たら、それ以上の寄付者についての名寄せは不要とするなど、法の基準を充足することができる効率的な形式で対応できるようにすることで、NPO法人の負担が軽減されることを期待するものである。

### 電子データでの保存範囲の明確化

認定NPO法人では電子データでの書類管理が進んでいるが、調査では紙出力が多く求められるため、電子化への対応が課題となっている。電子帳簿保存法に準じて、法人が最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿書類等は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができることを明確にするなど、どの書類が電子データで対応可能かを明確にすることで、紙の出力を最小限にし、効率的な保存管理が実現できるものと考える。

## 4号基準のうち「受入寄付金の70%基準」の運用方法の改善

認定NPO法人制度の要件として、実績判定期間内の寄付金の70%を特定非営利活動に充てる基準があるが、国等からの補助金や委託の対価、民間からの委託収入等の全額を事業費から除くように指示を受けた結果、事業費が小さくなり、寄付金の70%を特定非営利活動に充てることができないなどのケースが報告されている。この基準の趣旨（寄付金を、その団体の管理費などばかりに充てて、本来の目的とする事業に充てないようなケースは好ましくない）を踏まえ、法人が寄付金をどの事業に充当しているのか、今後どのような事業に充当する予定なのかを明らかにした場合など、要件の趣旨からは問題ないケースにまで、硬直的な運用をする必要がないことを明確にすることを求めたい。

## 所轄庁ごとの独自ルールは設けない

預貯金の残高が1円でも異なる場合に認定を拒むケースや、職員のスキルアップのための研修費を共益活動とすることが求められるなどが報告されている。法人が従うべきルールを各所轄庁が独自に設定して押し付けることはせず、ガイドラインやQ&Aを不斷に見直し、所轄庁ごとの判断のブレやばらつきの抑制をお願いしたい。

## 会計処理の修正や総会の開催について

NPO法施行規則第21条では、「不適正な経理」は、「当該NPO法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。」とされている。しかし、会計処理に些細な誤りがあった際に、遡及して修正や総会の開催をしなければ認定がされないという運用が行われているケースが報告されている。

総会で承認済みの決算書については、誤謬が軽微な場合は、NPO法人会計基準で示されている「過年度損益修正」とし、軽微ではなく重要な修正を要すると法人が判断した場合には、臨時総会開催による再承認とするなど、自主的判断の有用性を示し、臨時総会の開催等を認定や更新の条件とする運用を控えることを明示してほしい。

## 標準処理期間内での処理

所轄庁の一部で、標準処理期間を超えて審査が行われることが常態化していると報告されている。標準処理期間内での対応に努めていただくとともに、審査期間の状況を公表するなど、透明性を確保することで法人が安心して申請に臨める環境を整えていただきたい。

## 費用対効果を勘案した提出書類の簡素化

役員や職員、寄付者等との取引を記載する書類が40ページを超えるなどの報告があり、一部の書類は作成に多大な時間を要するものがある。例えば、書式第17号の「資産の譲渡等の内容に関する事項」に記載した料金及び条件等に基づき行われている取引や、料金表、カタログ等に記載された金額に基づき行われている取引など、特定の人への過大な支払いなどの可能性がない取引は、記載の省略が可能とするなど、費用対効果を勘案し、書類の簡素化を進める。その結果、所轄庁と法人双方の負担が軽減されると考える。

## 行政指導を行う場合の理由の開示等

認定調査で取り下げを求める場合には、申請法人が納得できるよう、行政手続法に沿った対応を徹底していただきたい。

申請法人が行政指導等に従う意思がない旨を表明したにも関わらず、行政指導等を継続することで申請者の権利行使を妨げてはならないとしている（行政手続法第33条）。

申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し速やかに適切な対応を講じることが求められている。また、不認定等の処分を行うことができるか明らかではない場合等においては、当該処分ができる旨を殊更に示すことにより相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせることをしてはならないとされている（行政手続法第34条）。

また、申請の取下げ又は変更を求めるものも含め、行政指導を行う際には、以下のこと が定められている（行政手続法第35条第2項）。

- ①その権限を行使しうる根拠となる法令の条項を示すこと。
- ②その条項に規定する要件を示すこと。
- ③その権限の行使がその要件に適合する理由を示すこと。

さらに、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないこととされている（行政手続法第35条第3項）。

このほか、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないとされている（行政手続法第9条第1項）。

これらのこと留意し、適正な根拠法令を明確にし、認定要件に適合しない理由を丁寧に説明し、法人側から求められたときは書面で適合しない理由を明確にすることを徹底すると、法人側も安心して申請に臨めると考える。

## 認定要件の中の不確定概念についての所轄庁の裁量の抑制

行政手続法では、個別審査における判断のばらつきを防ぐために審査基準の設置が義務付けられている。しかし、認定NPO法人制度では、法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、審査基準の追加設置は不要とされている。

このような背景から、審査基準をあえて設けないという趣旨を尊重していただき、「不適正な経理」「青色申告と同等の帳簿書類」「特別の利益の供与」など、解釈に差が出る可能性のある項目については、会計帳簿の改ざんや役員による資金の私的流用、補助金の不正受給など、意図的な不正行為等を具体的に記載いただき、担当者による裁量はできる限り抑制することを明記していただきたい。

また、「法令に違反する事実がないこと」の要件についても、認定NPO法人として法令に違反する事実とはどのようなものなのかをできるだけ具体的に記載いただき、所轄庁や担当者によるバラツキはできる限り抑制をしていただきたい。

## 『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』の趣旨の明確化

2011年（平成23年）改正では、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』という趣旨のもとに、国税庁に代わり、法人の状況を常時把握できる状態にある所轄庁に認定機関が移管した。しかし、実際には、認定期間中の勧告、命令等（NPO法第65条）の是正措置を経ることなく、認定期間中に是正可能であったことについても、5年ごとの更新時に、要件違反で更新をしないという運用が行われているケースが報告されている。

『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』という趣旨を再確認し、認定期間中の段階的な是正措置を有効に活用していただくことを求める。

＜参考＞「市民公益税制PT報告書」平成22年12月1日（水）市民公益税制PT

### （2）新たな認定制度の創設と税制上の対応

新認定法に基づく新たな認定制度においては、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる」との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行するとともに、いわゆる「仮認定」制度の導入などの施策と合わせて、必要な調査や認定の取消しに至る前の段階的な是正措置等を行う監督制度を、次のとおり一体的に整備すべきである。この整備がなされた場合には、所要の税制措置を行う。

## 更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進

立入調査に負担を感じる法人が多い。現在、ほとんどの所轄庁で認定・更新時に立入調査が行われている。

2010年（平成22年）改正では、認定手続きの簡素化の観点から、2回目以降の認定は、原則として、書面審査で行うとされ、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。また、認定機関が国税庁から所轄庁に移管した2011年（平成23年）改正時の国会答弁でも更新時の調査は、原則書面調査である旨が発言されている。

公益法人では立入調査において重点調査、点検調査が導入される。これらの方法を参考にして、すべての法人に一律に調査をするのではなく、法人の状況等に応じた調査方法の手法について紹介し、点検調査等のチェックポイントを例示するなどして、これらの調査方法を促進していただきたいと考える。

＜参考＞「認定NPO法人制度の手引（八訂版）」平成23年8月 国税庁

（問16）2回目以降の認定審査は、初回の認定審査よりも短期間で終了するのですか。

（答）2回目以降の申請に係る認定審査については、原則として書面審査とする（審査過程で不明な点は、電話等で照会する場合があります。）ことにより、審査の迅速化を図ることとしています。

また、認定NPO法人の適正性については、事後的な実地確認調査を通じて確保することとしています。

「第百七十七回国会衆議院内閣委員会議事録第十三号」（平成23年6月8日）

遠山議員：再認定手続でございますが、これは今、国税庁におきまして、認定NPO法人の再認定の際は、行政側とNPO法人側の負担を減らすために、審査は原則書類審査で行うとされていると理解をされております。しかしながら、これも法律では明記されていないわけでございますが、この方針も運用上担保されると考えてよろしいでしょうか。御答弁をお願いします。

岸本議員：確かに、おっしゃいますとおり、有効期限五年でありますので、更新の手続が必要になります。その際に、今回、所轄庁の更新の審査は自治事務でございますので、その具体的な方法は、当然、当該自治体の判断によります。

しかしながら、パブリック・サポート・テストなどは、まさに数値基準でございます。その他の基準につきましても、五年間の認定期間中、現場に近い所轄庁がこれを満たしているかどうかについては随時確認を行うことがで

きます。

いずれにしましても、認定基準は基本的には客観的、形式的に規定されるものでありますから、提出書類に疑いがある等の事情が特段ない限りは、基本的に書面による審査で行われるものと理解しております。

#### ＜所轄庁の方への要望＞

認定NPO法人ガイドラインの作成に関連して、その運用について、所轄庁への要望をいくつか記載する。

#### 毎年提出する事業報告書や役員報酬規程等の効果的活用

NPO法人は毎年事業報告書や役員報酬規程等を提出している。これらの書類を活用して確認作業を行うことで、実地調査の際は特に問題のある事項に重点を置いて調査することで、法人の負担軽減が図られると考える。

また、重大な疑義がある場合には定期実地調査を待たずに追加の質問を行い、改善事項が確認された際には「勧告→改善命令→認定取消」といった段階的な対応をお願いしたい。

#### 担当者による審査のばらつきの是正

担当者が変わると調査内容が異なるという声が寄せられている。担当者の異動は避けられないが、知識や手法の差をなくすため、研修や調査経験の共有などをご検討いただけすると、一貫性のある対応が期待される。

#### 不正行為等の重点的チェック

実地調査ではNPO法人の活動と運営の信頼性確認が重要であり、寄付者の水増しや虚偽記載といった不正行為等に重点を置いたチェックにすることで、認定NPO法人の適正運営を促進いただきたい。

#### 返礼品付き寄付の取り扱いに関する事例の公表、事前確認

返礼品付きの寄付については内閣府から方針が示されているが、少額の返礼品がある場合の扱いが不明確なケースもある。寄付として認められなかった事例を可能な限り公表し、事前確認が可能な仕組みの整備をお願いしたい。

### 総会での決算書修正の強制の抑制

認定調査で、会計処理の誤りがあった場合に、臨時総会を開催し、誤りを修正した決算書の承認を受けることを認定や更新の条件とする運用が行われている例が報告されている。会計上の軽微な誤りであるような場合に、重要性の原則の視点から、臨時総会を開いて決算書を修正するか、あるいは、過年度損益修正損益として翌年度に処理をするのかは、法人の自主的な判断に委ねられるべきである。

「不適正な経理」に該当するかの判断基準は、NPO法施行規則21条の「NPO法人の支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理」となっていることに留意いただき、会計データや決算書の軽微な修正に対し、臨時総会の開催を認定や更新の条件とする運用を控えていただきたい。

### 法律に提出義務のない書類提出の抑制

法律的に提出義務のない書類の提出や作成を求められるケースがある。NPOが、本来の活動にできるだけ多くの時間を費やすことができるよう、NPO法人への負担は最小限とする必要がある。

法律的に提出義務がない書類の提出や作成を求める際には、法人が納得した上で進められるよう、その必要性について明確な説明をお願いする。

### 細かい文字修正の抑制

役員の住所の記載が漢数字か洋数字か、句読点の位置の修正、誤字の修正など、認定要件には関わらない修正を求められるケースが報告されている。

認定書類は公開書類であるので、このような細部の修正は法人の裁量に委ね、指摘事項にとどめていただけだと負担軽減につながると考える。

### 法人の状況等に応じた調査方法の促進

現在、ほとんどの所轄庁で認定・更新時に立入調査が行われているが、2010年（平成22年）改正では、認定手続きの簡素化の観点から、2回目以降の認定は、原則として、書面審査で行うとされ、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。

更新については、毎年提出されている事業報告書や役員報酬規程等、認定時や前回以前の更新時の調査の実績、法人の規模などを踏まえたうえで、すべての法人を一律に調査

するのではなく、法人の状況等に応じた調査方法を促進していただきたいと考える。

### 認定NPO法人制度の周知・PR活動

所轄庁の方々には、認定法に基づく審査・監督のほか、認定NPO法人の自主的な取組の支援や活動の紹介、認定NPO法人に対する寄付の拡大など、認定NPO法人制度が目指す目的達成に向けた活動への支援にも力を入れ、課題である認定NPO法人制度の認知度向上を図っていただきたいと考える。

#### 提言 2

##### 寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。(行政庁の方、NPOの方に)

認定NPO法人制度では、パブリックサポートテストを認定基準の重要な要素としており、このテストを満たしているかを確認するための寄付者名簿は非常に重要である。一方で、多くの法人が寄付者名簿の作成に大きな負担を感じており、実態調査でも寄付者名簿に関する多くの意見が寄せられている。また、認定時や更新時の立入調査においても、寄付者名簿の確認に多くの時間が費やされているのが現状である。

近年、寄付者の管理をWEB上で行う法人が増えており、統一フォーマットへの出力に對して負担を感じる法人が多いことが指摘されている。さらに、パブリックサポートテストの絶対値基準で求められる「年平均で100人以上の寄付者」をはるかに超える寄付者がいる法人においては、寄付者確認の方法を一律にする必要性について再検討する余地があると考えられる。

パブリックサポートテストの要件を満たしていることを確認しつつ、NPO法人と所轄庁双方の負担を軽減するためには、寄付者名簿の作成方法について新たな仕組みを検討することが有益である。具体的には、官民協働で寄付者名簿作成の効率化に向けた議論を行うことを提案したい。

#### 提言 3

##### 認定NPO法人制度の一般周知を促進する。(主に行政庁の方に)

認定NPO法人制度がどのような制度であり、どのような特色を持つのかについて、一般市民への周知を図ることは非常に重要であると考える。

認定NPO法人制度は、一般市民からの支援の度合いを認定基準の重要な要素としており、通常のNPO法人よりも厳格な情報公開が義務付けられている。また、運営組織や事業活動の適正さを厳しく規定した要件を満たし、所轄庁から認定を受ける必要がある点も

大きな特徴である。しかし、これらの制度の特徴が十分に一般市民に伝わっていない現状があるのではないだろうか。

認定NPO法人実態調査によれば、認定NPO法人制度の意義についてマスコミ等を通じて発信したり、広報活動を充実させることへのニーズが非常に高いことが明らかになっている。行政庁には、認定審査や監督に加え、認定NPO法人の自主的な取り組みを支援することや活動内容を紹介すること、NPO法人ポータルサイトの周知に努めること、さらには認定NPO法人への寄付の拡大を推進することなど、自由で健全な市民の社会貢献活動を発展させる役割を積極的に担っていただきたいと考える。

また、NPO法人側も、自らの活動や制度の意義を広く市民に伝える努力が求められる。NPO法人ポータルサイトなどを活用し、積極的な情報発信に取り組むことで、一般市民にとって認定NPO法人の存在意義やその活動内容がより身近なものとなるのではないかと考える。

### ＜具体的な提案＞

#### 認定NPO法人制度のマスコミ等への周知・PRイベント等の開催

認定NPO法人制度について、マスコミや一般市民への発信機会をもっと増やすことができないだろうか。公益法人では、専門のYouTubeチャンネルを開設し、有名人を招いた制度紹介など、効果的な発信を行っている事例もある。認定NPO法人制度についても、内閣府を中心に、メディアや一般市民向けの情報発信の機会を増やし、周知を広める場を作ることを要望したい。

#### NPO法人ポータルサイトのことをマスコミ等に発信する

NPO法の理念には、行政の関与を極力抑制しつつ、情報公開を進め、市民の監視によって公益性を担保するという考え方がある。この理念を体現する一つの取り組みが、NPO法人ポータルサイトである。

このサイトでは、NPO法人が所轄庁に提出した書類が公開され、誰でも簡単に閲覧できるようになっている。認定NPO法人の場合は、役員報酬規程や認定申請書類なども公開されており、制度として非常に透明性が高い。しかし、どれほどのマスコミや一般市民がこのサイトの存在を認識しているだろうか。

「信頼できるNPO」として最も重視される要素は「情報の公開」であり、NPO法人制度および認定NPO法人制度は、この透明性を制度に組み込んでいる。NPO法人ポータルサイトの存在をマスコミや一般市民に発信することで、NPO法人および認定NPO法人の理解や信頼がさらに高まるのではないかと考える。

## 認定NPO法人は、NPO法人ポータルサイトで情報を積極的に発信する

2016年（平成28年）の改正により、NPO法72条に第2項が新設され、NPO法人の信頼性向上を目的として、内閣府NPO法人ポータルサイト等を活用した情報公開が努力義務として規定された。しかしながら、現在、多くのNPO法人ではポータルサイトの活用が十分ではないように見受けられる。

NPO法人自身が積極的にポータルサイトで情報を公開し、ポータルサイトの価値を高めることが、結果としてNPO法人全体、さらには認定NPO法人の信頼性向上につながるものと考える。

## 認定NPO法人制度をアピールできるリーフレットの作成

認定NPO法人制度の意義や魅力を伝えるリーフレットを作成し、認定NPO法人であればどの法人でもダウンロードでき、自身の法人名を入れて活用できる形式にすることは有効ではないだろうか。このようなリーフレットを通じて、各法人が制度の意義を広く発信する手助けとなり、認定NPO法人制度の普及と理解の促進に寄与するものと期待される。

### 提言 4

#### NPO法人自身のレベルアップを図る。（NPO法人、NPO支援組織の方に）

NPO法人が一般市民からより信頼されるためには、NPO法人自身もレベルアップを図ることが大切である。認定NPO法人や認定を目指す法人が、認定制度を活用しながらNPO法の理解を深め、ガバナンス力やマネジメント力を向上させることが望まれる。さらに、NPO支援組織としても全国の支援団体と協力し、NPO法や認定NPO法人制度への理解促進を図る場を提供していきたい。

### <具体的な提案>

#### NPO法や認定NPO法人制度について学ぶ機会の拡充

認定を目指す法人はもちろん、認定を受けた法人も、NPO法や内閣府のNPO法Q&Aを学び、NPO法が求めることや所轄庁の考え方を理解することが重要である。このような学習機会を充実させることで、NPO法人自身のレベルアップを図りたい。

## 認定NPO法人同士のつながりを強化する場の提供

認定NPO法人の数が少ない地域もあるため、地域を超えた交流の場を設けることが効果的である。他法人の取り組みを共有することで、認定NPO法人としての組織力を強化できると考える。

たとえば、寄付の対価性の判断や所轄庁からの指摘内容に関する情報を出し合い、意見交換を進めることが期待される。

## 事前チェックリストの活用

NPO法人が認定申請や事業年度ごとの書類提出時に、事前チェックリストを併せて提出する方法が考えられる。これにより、所轄庁の確認作業が効率化される可能性がある。

例えば、NPO会計税務専門家ネットワークの「認定NPO法人認定基準等チェックリスト」や「業務チェックリスト」、日本公認会計士協会近畿会の「NPO法人会計セルフチェックリスト」などの普及も一案と考えられる。

## 寄付の対価性や調査事例の共有

これまで、認定NPO法人ごとの事例共有が十分ではなかった。他団体や所轄庁での判断事例を広く共有し、一般公開することで、認定NPO法人や認定を目指す法人にとって有益な参考資料となると考える。

## 相対値基準や小規模法人における特例の利用促進

相対値基準は、寄付者がそれほど多くないNPO法人であっても、事業収益が多くなければ要件をクリアできるケースが多い。また、相対値基準には小規模法人の特例という、事務処理の簡便化のための制度もある。相対値基準及び小規模法人の特例を多くの法人が利用できるよう、NPO支援団体がテキストや動画を作成するなどして支援を行うことが、認定NPO法人を増やしていく上では有効ではないか。

## 所轄庁への説明のための根拠整備

所轄庁からの指摘に対応するために、必要な説明資料や情報の収集方法について支援を行なうことが役立つと考える。

## 認定NPO法人に関する書籍の発刊

認定NPO法人を目指す法人や、認定を受けた法人にとって参考となる書籍を発刊することで、認定制度の間口を広げるとともに運営の向上を支援することができる。

## 認定書類作成支援の動画作成

認定書類の作成に難しさを感じる法人が多いため、申請書の内容や提出書類についてわかりやすく説明する動画を提供することも有効である。

### その他 法律改正などに関わる事項

#### 寄付金受領証明書のPDF化

寄付金受領証明書をPDFで発行したいというニーズが高い。

法律では書面又は国税庁が定めた電磁的方法でのみの発行が認められているが、現実にはPDFで寄付金受領証明書を発行している法人が多く見受けられ、寄付金受領証明書の取り扱いは混乱している。

少額の寄付金（例：1万円以下）についてはPDF発行を認めるなど内閣府から国税庁への働きかけを検討していただきたい。

#### 絶対値基準における小規模法人特例の導入

今回の調査に回答した認定NPO法人のうち、収入規模が1000万円以下の法人が全体の1/3である。また、寄付金額が100万円以下の法人も26%、500万円以下の法人が62%である。

こうした小規模法人に対し、現在の事務負担を軽減するため、絶対値基準にも小規模法人特例を設けることをご検討いただきたい。例えば、相対値基準と同様に収入規模800万円未満で役員を除く寄付者が50名以上であれば、匿名寄付や少額寄付でも認めるなどが考えられる。法人規模に応じた負担軽減により、調査の効率化にもつながるのではないだろうか。

#### 滞納処分を受けたことのない証明書の添付不要化

滞納処分を受けていない旨の証明書取得が負担となっている。公益法人では、事業報告書の提出時に国税に関する納税証明書の添付が不要（地方税は必要）とされている。認定NPO法人でも添付不要の仕組みを導入することをご検討いただきたい。

## 認定NPO法人実態調査の参考意見

上記の提言について、参考にしたNPO法人からの意見などを掲載する。提言は、これらの意見を集約したうえで、「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」でまとめたものである。

なお、 緑色の部分は第1章～3章からの引用、 水色の部分は、第4章の選択式回答項目の回答、 桃色の部分はNPO法からの引用、それ以外は、第4章の自由回答項目になる。

提言  
1

認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。

<ガイドラインに組み込んで欲しい項目>

■ガイドラインの作成を求める理由

参考とした自由回答等

- 所轄府担当者の裁量の範囲があまりに大き過ぎる。担当者により異なるというのは、多少の範囲が許容されるものであって、5年に一度の更新作業負荷が大きく異なるというのは違和感がある。
- 「何をチェックするのか」が全国的に見える化されるとありがたいです。自治体や担当者によるブレは準備のうえでつらいです。
- 全てを明確にすれば不備で取り消しになる団体もないのではないかと思う。できれば全国統一にする。
- 認定が認められなかった団体の調査をしていただき、どんな要件でなぜ認められなかったのかを団体名は隠す形で公表していただきたい。都道府県・政令指定都市であまりにも基準に違いがあるのではないかと思っており、そのあたりもぜひ調査結果を共有いただきたいです。
- 認定NPOに対してのルールを所轄府の裁量ではなく、内閣府がもっとハッキリ明示して欲しいです。
- 所轄官庁（地方自治体）により認定基準に甘い、難しいがあることをNPOの人々は一般常識的に知っています。なるべく統一基準にしたほうが良いと思われます。また実地調査に来る人の中にはあまり態度の良くない人もまま見受けられます。そういう理由から複数人で来るのは思いますが、こちらからは言いづらいことなので、所轄官庁の中できちんと対応して欲しいと思います。

## ■ガイドラインの趣旨、目的をNPO法の理念や認定NPO法人制度の策定の経緯から明確にする。

### 参考とした自由回答等

- 2023年度の更新にあたり、2回目ということもあってこちらも準備はある程度出来たと思っています。実際担当官から、1回目の更新と比較すると見違えたという評価をいただきました。ひとつ指摘できるとすると、人間がやっていることなので、ある程度は仕方ないとは思いますが、調査チームによって雰囲気や厳しさのレベルが違うことがあります。基本的には「きちんと運営されているところは後押ししたい」という姿勢が感じられるので、ありがたいとは思いますが、さらに、NPOの活動意義や情熱をしっかり感じてバックアップをしていただきたいと心から願います。
- 信頼するNPO専門の税理士先生と出会い、認定を取得するまで、団体設立から7年もの年月を要しました。まず、役員の3分の1ルールを知らず、2~3年棒にふり、その後、所轄庁に初めての申請を行ったものの、解釈の違いから認定を取得することができず、膨大な準備が水の泡になりました。我々の団体は、少し他の団体とは異なる運営をしているため、その所轄庁は通すよりも落とすための審査をしている印象がどうしてもぬぐえず、永遠に通るイメージが持てず、本部を移すことでの所轄官庁で申請を行い、一回で認定を取得することができました。所轄官庁の方も非常に丁寧で、相談にものってください、これが本来の行政のあるべき姿だと納得しました。

## ■寄付の証明方法の明確化

### 参考とした自由回答等

- 認定の調査で、以下の項目のうち、所轄庁と意見が異なった項目についてチェックをしてください。  
PST（寄付者としてカウントできる） 45件（13%）
- 更新の現地訪問は、ほとんどの時間を寄付者名簿と領収書の発行履歴を突合する作業に充てられていました。領収書発行は希望しない人にはしていない。と伝えたら、基本的に発行して下さい。と言われ、疑問に思いました。
- ボランティアや休日に会った知人から、寄付を預かることがある。「寄付申込書がない」と言われてももらいにくいので、領収書に寄付金として受け取ったことを通知していればよいことにしてほしい。

- 2023年度、認定更新が2回目だったので、日常業務の中で更新を見据えて処理をしてきました。その作業自体が大変ではありました、後で慌てないためには日常的にポイントを抑えて対応することだと思います。例えば寄付の意思確認について、現場では現金が手渡しで「これ寄付です」と言われることが多いのですが、そういう現場には寄付金申込書のついた封筒を必ず用意し、その場で直筆で書いてもらう、(個人名がわからなくなるので)銀行振込の際には必ず金額付でメールをいただき、それを証明とする、ホームページに寄付金申込フォームをアップして入力してもらう(スマートが多いのでなるべく簡潔に入力できるようにする)など、寄付金の処理についての仕組み作りが一番苦労したと思います。
- 事業所のパンフレットで、銀行振り込みでの寄付を依頼していますが、入金されたものが寄付なのかどうか不明だと指摘された。寄付 ○○○○と、記帳してもらうことで今後の課題とした。
- 寄付のお願い等の振込用紙に寄付者の「寄付意志」の表示を求められるような内容がありました。こちらの都合で寄付者に対してそれが寄付かどうかを表明させる手間を与えることに非常に疑問をいただきました。
- 寄付申込書のない個人の寄付はすべてPSTから除外した。
- 判断自体に特に異議はありませんでしたが、この運用は、寄付者の利便性をやや損なっていると思います。
- 銀行振込の寄付の場合、寄付申込書がない人もいる
- 当法人は寄付金受領証明書のコピーをもってPSTの裏付け資料としているが、現地調査の際に、「寄付申込書はないのか?」と聞かれたことがあった。「本人が寄付したいという意志」を証明するものが欲しいと言われたが、「寄付している行為そのものが、その意志の表れであり、現実的にそのような資料は厳しい」と言ったらしぶしぶわかってもらえたが、寄付者名簿そのものより、裏付け資料を整えることが最も負担。

## ■ 寄付者名簿の形式の柔軟化

### 参考とした自由回答等

- 寄付者名簿については、元のデータベースからExcelに展開して作成しますが、定められたフォーマットに成型する作業が非常に細かく大変です。必要な情報が決まった順に並べられていれば提出可能となれば、とても助かると感じています
- 寄付金の名簿作成。特に名寄せなどの作業が煩わしく、寄付者の個人情報のこともあり、そこまで厳密にする必要があるのか疑問に思う。書類はワードの様式だが、

エクセルを使えばもっと効率よく記入できるのではないか。

- こちらで作成している寄付者名簿と所轄庁が求めている寄付者名簿の期間と内容が違う（1月～12月と4月～翌年3月）ため、2種類の名簿を作成しなければならない。ルーティンワークにしてしまえばいいが、最初は時間のロスを感じた。

## ■電子データでの保存範囲の明確化

### 参考とした自由回答等

- 全てを紙に印刷して準備するのが大変だった。
- 実地調査の際に感じたことであるが、ペーパーレス化の時代に、電子データを大量に印刷（5年分）したことは大変でした。電子帳簿保存法施行後、どのようななかで調査が行われるようになるのか気になります。
- 過去の領収書や従業員の給与明細などPCで保管していましたが、紙媒体での印刷が必要と言われ、システムの変更に費用がかかりました。（領収書の発行は単年度分しかこれまでできなかったため）
- PCデータとして保存するのが主流となってきているところに調査の際にほとんどの書類を印刷してみてもうのはSDGsの観点からみても変えていただきたいと思います。
- すべて紙ベースで確認することをどこまで続けるのか？ 今後デジタル化が進んでいくので、検討してもらいたい。
- とにかく調査の際に「紙」に出さずに済むような方法で行っていただきたい
- 審査のためだけに全て印刷すること。データ、紙ベース両方どちらかを選択して調査出来るといい。ペーパーレスを普段推奨しているのに、調査の為に全て紙ベースは改善してほしい。
- 2回目以降の実地調査／5年分の経理書類を倉庫から出して会議室に運ぶなどスペースの問題等が大変。今回も段ボール20箱を運んだので。

## ■4号基準のうち「受入寄付金の70%基準」の運用方法の改善

### 参考とした自由回答等

- ・5年間の収支内訳表を作成し、事業費に充てた割合が70%以上となる根拠資料を作成し、提出した。
- ・「委託・補助・助成金はまず先にその特定の事業に使うべきものなので、それを

全事業費から引いた上でこの基準に当てはまるかどうか検討する」というようなことを言われたが、腑に落ちていない（寄付金を充当している事業の損益を出したがそれでは不十分、とのこと）

- 第4表次葉で、研修会補助金として計上した金額を委託費として判断されたため、特定非営利活動に充てた金額が70%を下回るため認定更新は承認されない。とのことに対して、委託費ではないことを申し立てる資料を添付し異議申し立てをおこない、認定更新の承認を受けた。
- 見解の相違についても調査担当者は丁寧にご説明くださり感謝しております。国等からの受託収入はともかく民間からの受託収入の全額を事業費から除外すべき根拠については疑問に感じております。
- 介護保険や医療保険の事業については、行政委託事業のような扱いになっており、赤字になった場合しか寄付が充当できないことになっている。介護医療系NPOにとって、本来使いたい分野での使用が制限されている実態がある。これでは一生懸命寄付を集めても70%基準によって認定更新ができなくなってしまう。そもそも保険事業は行政からの委託事業ではないと考える。この点はNPOの福祉活動分野の充実を大変損ねているように思うので、事業費の内の特定の費目を寄付充当できるようにするなど改善してもらいたい。
- 実績判定期間中に寄付金の70%を事業費に充てられるかどうかについて、法人がコントロールできない部分があります。仮に、判定期間の終盤で多額の寄付を受け、事業計画にない支出を急ぎ検討しなければならなくなる事態は、必ずしも特定非営利活動の本分とは言えないのではと考えます。寄付のタイミングによっては支出できず、認定更新ができない可能性があります。
- 委託・補助・助成金を除いた額で70%以上となると、管理費がある程度かかる団体はギリギリになる可能性がある。基準自体は変える必要はないと思うが、寄付をどの事業に充当したか、法人が示せる書類があればそれでOKとしてほしい。
- 助成金は、基本的に人件費をカバーしないため、管理費はどうしても寄付金から捻出することとなる。70%事業費の要件は、その実態を反映していない。
- 災害などが起こると、急激に寄付額が増える。それが判定期間終了直前だと70%基準をクリアできないことが予想される。クリアできない時に特定資産にすればいいことも分かっているが、災害対応中に仕事が増えるのも本末転倒だと思っている。

## ■所轄庁ごとの独自ルールは設けない

### 参考とした自由回答等

- 監査法人の監査証明よりも、所轄庁独自の「銀行残高が1円でも合わないとダメ」という法律上の根拠のない基準が優先され、1円の過年度損益修正を翌年計上して対応しました。
- 活動報告書において、2期連続の赤字だったら、認定できないと言われた。認定を取るための相談をNPO法人設立時より相談していたのにも関わらず、認定書類を提出時に初めて言われた。  
(対応) クラウドファンディングを実施し、黒字にした。そして、収益事業をスタートさせた。
- 共益活動要件：職員のスキルアップのための研修費もこれに含めるように言われたが、特定非営利活動に資する費用であるので、なんの意味があるのか。
- 認定基準は、認定のために必要な基準で設定し、きちんと公表して欲しいです。(独自解釈の基準を勝手につけないで欲しい)
- 不適正な経理とされる判断基準が所轄庁によっては厳しすぎるので、会計の重要性の原則も踏まえた判断基準を設けてほしい

## ■会計処理の修正や総会の開催について

### 参考とした自由回答等

- 所轄庁から指摘を受け、総会を開いて過去の年度の会計データを修正したことがあります。 9 %
- 毎年の事業報告だけでも大変ですが5年分を見直したり計算しなおすのでとても時間がかかっています。そこで過去の事業報告書に間違いがあると、総会を開催して訂正をしなくてはいけないので、大変な労力が必要です。
- 数百円の重複記帳による期末残高不一致を、不正確な虚偽記載として不合格とされた。
- 仕訳の間違いが見つかり、過年度修正したいと主張したが、二年分遡って修正し臨時総会をして承認するように言われた。  
(対応) 仕方がないため言われた通り、過去2年度分の決算の修正をし、臨時総会で承認した。小規模団体で、修正も数百円であり、課税事業者でもないため問題ないのだろうが、遡って修正することには納得がいかなかった。
- 専門家（会計）に決算をみてもらった際に会計処理の考え方と相違があり、会計

データは修正せず過年度損益修正損益として修正しました

- 過去の会計書類の修正は、総会を開いて、所轄に提出済のものなのに修正を求められて困惑した。実地調査が、10時から16時、4日間に渡って実施され、大変負担だった。

#### ■標準処理期間内での処理

参考とした自由回答等

- 所轄庁に認定申請をしてから調査があるまでの期間  
2か月以内 36%、4か月以内 29%、6か月以内 18%、7か月超 9%
- 所轄庁に認定（又は更新）の書類を提出してから認定（又は更新）されるまでどれくらいの期間でしたか？  
4か月以内 46%、6か月以内 25%、10か月以内 18%、11か月超 4%
- 認定更新申請書類を提出してから現地調査までが長すぎる。また、現地調査から認定承認までも時間がかかりすぎると思う。

#### ■費用対効果を勘案した提出書類の簡素化

参考とした自由回答等

- 物販事業をしているが、寄付者の方々が理念に賛同して購入してくださるケースが多く、役員、職員、寄付者への資産の譲渡のリストを5年間分作るとなると40ページを超えるものになってしまい、作成にかなりの時間を要した。
- 役員の講師派遣などをしているが、その1回ごとの金額と講師名を挙げるなどしなければならず、非常に煩雑な作業だった。
- 第4表付表2については、寄付者との取引を記載するようになっており、寄付者数が年々増えるなか、特定するのが難しいと感じている。

#### ■行政指導を行う場合の理由の開示等

参考とした自由回答等

- 総勘定元帳と領収書、請求書を突合せ、不明点についての説明を求められた。代表者借入金について借用書及び契約を結んでいなかったことを指摘され整備した。給

与の手当て名の一貫性がないことを指摘され整備。実地調査の際に、手当・賞与について「これは、法人の業績によって出したのですか？」と聞かれ、「はい」と返事をしたところ、後日、利益の配分として規定との不整合を指摘され基準を満たしていない判定となった。正しくは、「法人の経営状況」と答えなくてはならなかった。また、建物や借入金の契約書の不備や内容不足について、締結当時に詳しく相談できるものがいなかった、経営が厳しかったことを説明すると大変でしたね。と親身になって聞いてくれていたが、こうすれば良いなどの対応はなく、「不備、不整合」として同じく基準を満たしていない判定となった。実地調査の時には、非常に人あたりがよく何でも相談に乗りますよ。大丈夫ですよ。といったような穏やかな雰囲気を出しておらず、油断してしまった。再審査中、電話で担当者に相談をしていると、「急に、上司に電話を代われと言われてしまいました。」と上司が電話口にて「うちの担当が甘いことを言っているようなので、はっきり申し上げますが、書類が揃わないなら、何を言っても無理です。更新はできません。申請を取り下げるのもご検討ください。」と語気厳しく言われた。確かに、NPOの運営や経理、契約締結など経営に不勉強なことも多かったが、次回の更新は気が重い。

- 調査において申請内容に問題があることを理由に、調査員の判断により、その場で申請の取下げを執拗に求めるなどを禁じてほしい。当団体では、2回ほどその判断を覆させた経験がある

### ■認定要件の中の不確定概念についての所轄庁の裁量での判断の抑制

#### 参考とした自由回答等

- 第三号基準の組織運営と経理の基準があいまいなため、どれだけ求められても跳ね返せない。
- 「適切な会計」「適切な組織運営」など「適切な」という言葉が非常にあいまいで、行政側はどこまでも調査しようと思えば調査できてしまいます。そのあたり、公益社団法人や公益財団法人との違いも気になります。認定NPO法人もNPO法人という自律的な組織形態の延長線上にあるべきで、税制優遇があるとはいえ、認定になると突然管理監督色が強まるのはNPO法人としての特色が薄れてしまうのではないかと危惧しております。

## ■『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』の趣旨の明確化

### 参考とした自由回答等

- 内閣府内の市民公益税制PT作成の報告書には、「新認定法に基づく新たな認定制度においては、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行する」といったことが明記されている。
- 「非営利活動を活発にする」ことが目的だと思っているが、あまりに詳細な点までたくさんの調査ポイントがありすぎて逆効果ではないか？今のままだと、認定を目指す団体は増えるはずはないと思える。

## ■更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進

### 参考とした自由回答等

- 平成22年改正：認定手続の簡素化等
 

国税庁が行う特定非営利活動法人の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。2回目以降は、国税庁もすでに当該法人の状況を把握できる状態であるため、手続きの合理化がなされたものである。
- 実地調査があった率 94%
- 実地調査はどれくらいの時間がかかりましたか？
 

半日 27%、1日 49%、2日以上 22%
- 実地調査に来た担当者は何人でしたか？
 

1人 1%、2人 30%、3人 38%、4人以上 27%
- 認定調査について2回目以降は書面審査にして欲しいと思いますか？
 

はい 84%、いいえ 16%
- 現地調査が細かすぎる（当法人の場合は3人が3日間9:30～17:00までみっちり）。あまりにも更新手続きが煩雑すぎかつ細かすぎて、他の団体に認定NPOを勧める気になれない。
- 5年に一度の更新手続きなので、その間、担当者が退職等で入れ替わると業務や書類の連続性を内部チェック・整理するのに時間を取られるし、書類も大量で所轄庁による調査期間も3日くらい必要となる。毎年の提出書類の審査や、例えば2年ごとの簡易な調査などで日常的に状況把握していただければ、更新に当たって、所轄庁及びNPOの両者ともが、あまり時間やエネルギーを使わなくても良いのではな

いかと思う。

- 少数精銳で活動を行っている法人にとって、認定5年後の認定更新は、新規の認定を獲得する以上の労力がかかり非常に負担だった。新規認定には3年の実績が求められるが、認定取得後に運営実績を経て受ける認定更新は5年間の実績が必要になる。実績のある認定団体の更新事務はもっと簡易的な形式にしないと、既存の認定団体はもちろん、新規で認定を目指す団体のモチベーションを著しく低下し、結果的に国内のNPO活動促進や寄付を通じた経済・社会活性を果たせなくなることを強く危惧する。

### 提言 1

#### 認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。

##### ＜所轄庁の方への要望＞

- 毎年提出する事業報告書や役員報酬規程等の効果的活用

参考とした自由回答等

##### ● 平成23年改正（第2次改正）：認定機関の移管等

認定の判断は、それまでの国税庁（国税庁長官）から、認定を受けようとするNPO法人の所轄庁が行うことになり、認定機関が移管された。

これは、事前相談を含む、認証・認定事務のきめ細かい監督が一元的に行われることで（従来、認証は所轄庁、認定は国税庁と二元的に行われていた）、自治体とNPO法人が協働しやすくなるためであるとされる（内閣府「改正特定非営利活動法人について」）。

- 基本的に毎年所轄庁に提出している内容がベースではあるので、ある程度は自動的に蓄積された情報で判断してほしい
- 毎年、所轄庁に報告をだしているにも係わらず、それを認定更新の際に、再度まとめろと言われることは疑問である。
- 毎年度の提出書類と更新提出書類の文言に齟齬があった。毎年度の提出時に指摘が無かった事項を更新時に指摘され、遡って再提出した。
- 毎年の提出書類の審査や、例えば2年ごとの簡易な調査などで日常的に状況把握していただければ、更新に当たって、所轄庁及びNPOの両者ともが、あまり時間やエネルギーを使わなくても良いのではないかと思う。
- 全てにおいて、毎年度出しているものに関しては書類を簡略するなりしてほしい

## ■担当者による審査のばらつきの是正

### 参考とした自由回答等

- 所轄庁担当者によって、確認プロセスが大きく異なると感じます。初回更新の時は、3回ほど実地調査に来て、様々な書類を提出し、何度も申請書類を書き直し、非常に苦労した記憶があります。（こちらが不慣れで書類不備も少なくなかったとは思いますが、重箱の隅をつつくような問い合わせが多く受けました）その担当者が退職され、新たな所轄庁担当者のもとで認定更新申請を行った前回は、体感的労力では4分の1程度でした。同じ制度の、同じ所轄庁のもとで、担当者が異なるだけで実務上はこうも違うものか、それで良いのかと感じます。
- 所轄庁の担当者が変わると、確認内容が違ったり、以前指摘がないものが指摘されたり、修正することになったりしたことが疑問に思うことがありました。
- 実地調査の質問への対応によっては、認定自体が取り消しになるようなことを言われて大変驚きました。そのようなことは事前に告知すべきだと思いました。今回更新にあたって事前にそういった内容について書面が来ましたが、組織運営について認定に関わるようなことで、他にもよくある問題であれば今回のように事前告知すべきだと思います。
- 所轄庁の担当者が認定NPO法人の申請・更新手続きについて、必ずしも詳しくないことがある。行政職員は異動も多く、担当課の人数も少ないので致し方ない点もあるが、それならば手続きや申請書類をもっと簡素にした方が、申請する側も手続きする側も負担が減るし、無駄なやり取りが減るのではないか。

## ■不正行為等の重点的チェック

### 参考とした自由回答等

- 大変細かい点での修正がいくつか求められることには、ルールを守ることの重要性は理解しつつも、必要以上の工数をかけていると感じる。
- 当団体の住所地は古くから町内会活動が活発であるため、当該町内会に所属。その町会から案内を受けた一回性の奉賛金を、町内会融和の一環として、名目的に少額支出。  
特定の宗教活動に関与する意図は一切なかったとはいえる、今後はこの点について慎重を期し、地域関係といえども社寺等の宗教活動を行う団体に対しては名目の如何を問わず一切金銭の支払いを行うことはしないことを誓約。
- 不正、違法がないが、些細なミスなどがあった場合、そのミスの修正をすればいい

だけのことであり、それを認めるようにすべきだと感じます。また、そもそも、取り組む事業の実績、効果などを前提に評価すべきであると思います。

### ■返礼品付き寄付の取り扱いに関する事例の公表、事前確認

#### 参考とした自由回答等

- 疑問に思ったこと、寄付の声掛けは強要になる、ならないに戸惑いました。保護猫活動を行うにあたり、ご寄付を頂きながらの活動になってますので。
- 寄付者に送っていた有料の冊子を、ある時から送っていなかつたが、そのことを明確に事前に知らせていなかつた時期には、期待して寄付をした可能性があり、その寄付者はPST上の寄付として認められないと当初言われました。結局は認められました。
- (対応) 申請を取り下げないことを所管庁に伝え、対面や電話で話をした結果、認めることが決定したとの連絡を受けました。またそれに伴い、求められた追加の書類も提出しました。
- 無料の周年イベントを行った際、サポーター向けに広く一般に告知したが、「サポーター」という表現が寄付者向けとみなされて、対価性があると指摘された。
- (対応) 寄付者名簿から外した。
- 今後の更新申請のための事前質問に対し、入場無料のコンサート案内を差し上げる賛助会員に登録することも対価と見做すとの所轄庁の窓口の回答に困惑、クラウドの返礼品になにもない旨のコメント追加。

### ■総会での決算書修正の強制の抑制

「提言1：ガイドラインに組み込んで欲しい項目、会計処理の修正や総会の開催について」を参照

### ■法律に提出義務のない書類提出の抑制

#### 参考とした自由回答等

- 法律で定められている書類以外に追加資料の提出などを求められたことがありますか？

はい 33%、いいえ 67%

●法的根拠のある書類は大変でも作ることに疑問はなかった。しかし、追加書類の作成について、

- 01 支出先内訳5年用は県でも作れる書類で、なぜうちで作らなくてはいけないのかわからなかった。
- 02 役員履歴確認様式は、個人情報に関する書類で、その割に作る必要が県のアリバイ作りにしか感じられなかった。
- 03 共益要件チェックリストは、初回認定時にも法的根拠がないと一旦拒み、今回更新に向けては、県の方で作成できるように、毎年事業報告書を作っていたのに、再度作成を求められた。

いずれの書類も、法的根拠がないなら、必要書類ならHPに法的根拠がある書類と共に掲載してくれと言ったが（初回にも言った）、反映されていない。また、提出しないなら、認定の更新に差し障るかのようにも言われた。

●認定書類以外に提出を求められる資料が多すぎる

●申請から認定まで1年以上かかりました。

パブリックサポートテストが条例個別指定で申請したので寄付者名簿の提出は不要であるにもかかわらず、提出を求められました。寄付者名簿は、作成していましたので書面で提出するとさらにデータでも提出を求められましたのでデータにおいても提出しました。提出理由を尋ねましたが明確な理由の回答がなく疑問に感じています。

■細かい文字修正の抑制

参考とした自由回答等

- 役員の住所の記載などを漢数字か洋数字で修正を依頼されてくる等、通年提出している書類と公的書類に一言一句相違があってもだめと言われることが大変。
- 句読点の位置の修正等、細かい指摘が多く、書類作成が大変だった。

■法人の状況等に応じた調査方法の促進

「提言1：ガイドラインに組み込んで欲しい項目、更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進」を参照

## ■認定NPO法人制度の周知・PR活動

### 参考とした自由回答等

- 所轄庁に望むことは（認定申請とは直接関係はないのですが）、現地調査は、所轄庁の担当者がNPO法人の事務所を訪問する数少ない機会であるでしょうから、当法人の日頃の活動などについても聞き取りや情報交換をする時間を設けてもいいように考えています。
- 認定NPO法人が、いかに厳しい認定基準をクリアできて認証されたかについて、もっと所管庁も含めてPRする。
- 所管する自治体の支援がない！もっと各自治体で活動している認定NPO法人の広報をして欲しい！資金調達をする際に、自治体が保証して低金利で融資を受けることが出来るようにして欲しい。新たな活動をしようとするとき、資金が必要だが、寄付金だけでは新しい事業を始める事はできない！自治体の融資制度を作って欲しい！

### 提言 2

#### 寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。

## ■寄付者名簿の効率的作成に向けて

### 参考とした自由回答等

- パブリックサポートテストについて、どのようなことで所轄庁と意見が異なりましたか？
- 寄付者名簿の作成の不備 40件（12%）
- 認定の申請・更新のうち、作成が負担であるものを選択してください。
- 寄付者名簿 156法人（46.4%）
- 寄付者名簿については、元のデータベースからExcelに展開して作成しますが、定められたフォーマットに成型する作業が非常に細かく大変です。必要な情報が決まった順に並べられていれば提出可能となれば、とても助かると感じています。さらに、匿名寄付を除いたり、同姓同名や同住所が含まれると紛らわしいためそれらを除いて作成する作業も行っており、手間と時間がかかります。
- 寄付者名簿は初回認定申請時のみ提出閲覧対象外書類ということで、こちらでは会

計で打ち込んでいる帳簿でのチェックで対応できるとおもっていたが、チェックをして頂く際に、照らし合わせが大変ということで、寄付者名簿をチェックしやすいうように作成しなおした。何度か、作成したものでは通らず、テンプレートを頂き作成しなおした。

- 寄付金の名簿作成。特に名寄せなどの作業が煩わしく、寄付者の個人情報のこともあり、そこまで厳密にする必要があるのか疑問に思う。
- 所轄官庁の質問や対応は真っ当な内容だったのですが、どうしても負担に感じることがあり、下記に記載させていただきます。
  - ・寄付者リストが入力した寄付フォーム（寄付者自身が入力した資料）に誤字脱字があり、その修正を自団体で担った点が負担になりました。
  - ・寄付者の寄付当時の住所提出が求められた点。企業の移転により住所が新しくなると、自団体で修正が必要なため負担でした。
  - ・寄付者リストの提出は外部に委託することはできず、職員が対応する必要がある。当団体は当時、職員1名で対応していたため、どうしても労務に負荷がかかりました。
- 更新の現地訪問は、ほとんどの時間を寄付者名簿と領収書の発行履歴を突合する作業に充てられていきました。領収書発行は希望しない人にはしていない。と伝えたら、基本的に発行して下さい。と言われ、疑問に思いました。
- 寄付を受けた日付順に寄付申込書を綴じているが、寄付者名簿は名寄（あいうえお順）のため、調査の場で突き合わせることになった。立ち会ったスタッフ2名のうち1名がその場でファイルをばらけて、調査担当者のチェックに対応することになった。大変だったし、非効率的だと感じた。どういう形で書類を調査をされるのか事前に知りたかった。
- 会計で打ち込んでいる帳簿では照らし合わせが難しかったのか、所轄庁からの指示に合わせて寄付者名簿を作り直した。
- 領収書不要の方には領収書を渡していないので、領収書控えがなく、確認してもらうのが大変でした。不要の方に渡さなくても、保存するようにしています。
- 拒否しましたが、領収書を寄付者別にまとめるようにと言われたり、当日に前述の通り、寄付者の領収書を全部チェックされたり、賃金台帳を5年分チェックされようとして、無意味だとは思ったけれど、チェックされるならなさったらと思ったけれど、5時までに終わらなくて、1年分のチェックだけで帰られたりと、全体に県の都合がよいように、県が認定のチェックをしましたと言えるようにと、作業されているように感じました。そのために費やした時間がもったいなかつたです
- 寄付者名簿が政治的に悪用されないか懸念がある。名簿の扱いについて、寄付者に安心してもらえる広報をしてほしい。保管書類のデジタル化に今後対応するのだと

うか。

- 寄付者全員の住所等の打ち込みが大変時間を要しています。
- 寄付者名簿…寄付時点と現住所の違いを管理するのがなかなか煩雑。最新の情報に更新しがちなので。
- 寄付者名簿は認定になった後、寄付者や住民税控除のため自治体には毎年で提出し、認定の際には事業年度で提出するため作成が二重に必要
- 寄付者名簿について、統一フォーマットで作成する必要性が感じられない。支援者情報がそれぞれの団体で正しいフローで管理されているかをチェックすればいい
- 法人内が日々の運営で使っているデータがそのまま使えず、認定更新のためにわざわざ作る必要があり、大変負担。

### 提言 3

#### 認定NPO法人制度の一般周知を促進する。

##### ■ 認定NPO法人制度の周知・PRイベント等の開催

###### 参考とした自由回答等

- 寄付が増えるための環境整備として、内閣府や所轄庁に望むことはありますか？

認定NPO法人制度の意義をマスコミ等に発信 221法人 66%

認定NPO法人制度の広報活動 212法人 63%

認定NPO法人制度を使って寄付を増やした事例紹介 124法人 37%

所轄庁による認定の判断が違わないように 97法人 29%

認定要件が不明確なところを明確に 87法人 26%

##### ● (1) 認定NPO法人の認知度

「NPO法人の中には、寄付控除の対象となる『認定NPO法人』がある」という質問について、知っているかを尋ねたところ、寄付経験がある人では50.4%が「知っている」と回答した。一方、寄付経験がない人では28.3%が「知っている」と答え、全体では33.2%が認定NPO法人を認知していることが分かった。つまり、認定NPO法人の認知度は全体で約1/3程度といえる。

「「一般財団」と「公益財団」がある」という点では58.1%、「公益法人は、公益性が認定されている団体である」という点では47.1%であることを考えると、認定NPO法人の認知度が大幅に低いことが観える。

##### ● (2) 認定NPO法人の信頼度

法人格ごとの信頼度について調査した結果、「あなたは次の組織を信頼できると思いますか？」という質問に対し、「信頼できる」、「やや信頼できる」、「どちらかといえれば信頼できる」と回答した人の割合は次の通りであった。

- ・民間企業：24.5%
- ・社会福祉法人：22.7%
- ・公益社団・財団法人：21.5%
- ・非営利型の一般社団・財団法人：19.6%
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）：19.0%
- ・認定NPO法人：16.7%

- 行政は実地調査に労力を割くものなのだなあ、活動広報や寄付金獲得に直接つながる活動に注力してもらえればいいのになあ、と思った。
- 国主催の認定NPO関係者の集いの開催
- この制度を地域社会に認知させるためには、行政全体がその評価を高める仕組みづくりが必要ではないでしょうか
- 認定NPO法人の制度を世間一般に周知するために認定NPO法人のイベント等を開催して欲しい
- 認定NPO自体を理解してもらうための広報（HP、Youtube動画、Instagramなど）、認定NPOの紹介
- 認定NPO法人としてより適切に管理・運営し、永年継続されている団体に対して、優良法人としての称号を与える等する。そうすることで「認定NPO法人」認定後も、更に適切な管理・運営に心掛けることになり、寄付者側もより安心して支援できるようになると考えます。

### ■ NPO法人ポータルサイトのことをマスコミ等に発信する

参考とした自由回答等

#### ● NPO法第七十二条

内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄付その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

NPO法人に対する寄付その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣府総理大臣と所轄庁に対して、NPO法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民への迅速な情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されている。

#### ● (3) 信頼できるNPOの要素

「信頼できるNPO」の要素として調査した15項目の中で、最も多くの支持を得たのは「活動内容や成果、決算報告などの情報が公開されていること」で、全体の56.1%、寄付経験者の70.0%がこの項目を信頼の要素として挙げている。認定NPO法人は他の法人よりも情報公開を積極的に行う仕組みが整っているが、その点が十分に社会に伝わっていないことがうかがえる。

## ■認定NPO法人は、NPO法人ポータルサイトで情報を積極的に発信する

参考とした自由回答等

### ●NPO法第七十二条第二項

所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

### ●所轄庁及びNPO法人に対して、NPO法人の活動状況等の情報を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されている。

## ■認定NPO法人制度をアピールできるリーフレットの作成

参考とした自由回答等

### ●4-①で「非常に増えた」「多少は増えた」という方について、寄付を増やすためにどのような努力をされましたか？

認定NPO法人であることを伝えた 75%

### ●全国の認定NPO法人が費用を出し合って、寄付呼びかけのチラシなどを作る。他には、税制優遇についてわかりやすく説明したリーフレットなど。

### ●税制控除の仕組みをお伝えしても、企業によって金額が変わるために、説明しにくいので、説明しやすいような資料があればうれしいです。

## ■ NPO法や認定NPO法人制度について学ぶ機会の拡充

## 参考とした自由回答等

- 認定NPO法人を支援する専門家や支援組織に望むことはありますか？

認定NPO法人制度やNPO法について学ぶ機会を提供して欲しい 96法人 29%

- 認定NPOを目指す団体をサポートしていますが、それに耐えうる組織体制ができるところはそれほど多くない印象です。増えてほしいとは思いますがだから認定要件を緩和すればよいかといえばそうでもないような気がします。
- 認定NPO法人として取り組むべきこと、取り組むと良いことなど勉強会の開催。ファンドレイジングの支援があると良い。

## ■ 認定NPO法人同士のつながりを強化する場の提供

## 参考とした自由回答等

- 事業規模が小さく知名度は低くとも、ローカルでしっかり実績をあげ地域社会に貢献していく認定NPO法人が増えていってほしいです。個々の頑張りだけでなく、つながりやお互いの認知も必要と思います。
- 寄付を集めて認定NPO法人になる団体がもっと増えていくことを願っています。これからも、私も仲間として広がることをお手伝いさせていただきたいです。
- 事務局長が代替わりをし、認定の更新申請をこれから経験します。今後申請書を作成する中で合っているのか、間違っているのか、わからないことが出てくると予想します。その際の相談相手が欲しいです。

## ■ 事前チェックリストの活用

## 参考とした自由回答等

- 認定更新時に、認定調査の基準が税務調査を参考にしていると担当の方から聞きました。

当然かもしれません、認定調査はほぼ会計調査なのだと感じ、1人会計担当としてとてもプレッシャーを感じました。認定を取得する法人は会計を担当者任せにせず、数人でチェックできる体制を整えるなど、会計担当者の負担を軽減できるよう

にして欲しいと思います。

### ■寄付の対価性や調査事例の共有

参考とした自由回答等

- 認定NPO法人を支援する専門家や支援組織に望むことはありますか？

認定NPO法人の調査の事例を共有して欲しい

160法人 48%

- 認定が認められなかった団体の調査をしていただき、どんな要件でなぜ認められなかったのかを団体名は隠す形で公表していただきたい。

### ■相対値基準の小規模法人の特例の利用促進

参考とした自由回答等

- 匿名寄付を除いたり、同姓同名や同住所が含まれると紛らわしいためそれらを除いて作成する作業も行っており、手間と時間がかかります。
- 寄付者の住所が職場では、寄付者人数としてカウントできないと言われた（個人住所である必要性、ただし法人は問題ない）。寄付する意思と寄付控除を受けようとする意思は違うものであるので、寄付者数のカウントには入れることができると良い。職業柄つながっている人もいるので、寄付者に改めて個人住所を確認することは、個人情報としても団体が管理しづらい。

### ■所轄庁へ説明根拠の整備

参考とした自由回答等

- 宗教活動・政治活動・関連する省庁への提言活動についての判断基準がよくわからない。
- 実地調査対応策

## ■認定NPO法人に関する書籍の発刊

参考とした自由回答等

- 認定NPOについての書籍がほしいです！また、設立ではなく、普段の運営についての書籍がなくて困っています。
- 分かりやすいノウハウ本を作成して欲しい。

## ■認定書類作成支援の動画作成

参考とした自由回答等

- 初回の更新時は、記入方法がよくわからず、何度も所轄庁にメールや電話、対面等で相談した上で作成したが、それでも不備があり再提出をするなどとても手間がかかった。書類の文面の言い回しが理解しづらく、判断に迷うことが多かった。
- 認定の申請、毎年の役員報酬規定等提出、認定の更新で、同じ様式を使いますが、役員報酬規定等提出の場合はこの項目記載不要、更新のときはこの項目記載不要、などともわかりづらいです。様式をそれぞれ用意してほしいです。
- 様式の記載欄に対して、その欄に記載すべき数字を理解すること。例えば帳簿上や名簿から得られる数字から、除外要素がある内容は差し引いたり、あるいは帳簿から必要な要素のみを抽出して記載することなど

## その他 法律改正などに関わる事項

### ■寄付金受領証明書のPDF化

参考とした自由回答等

- 寄付金受領証明書を電子交付する手続が複雑すぎるので簡便にしていただきたい。
- ふるさと納税と同様に確定申告を簡単にしてほしい。電子寄付領収書発行システムの導入コストが高く、導入が難しい現状があるため、どのNPOであっても使えるシステムがあれば有難い。電子寄付領収書を個別の法人ごとではなく、一律で発行できるシステムにすることで、より寄付者にとっても領収書の受領コストがかからず結果的に寄付のしやすさに繋がる。

## ■絶対値基準における小規模法人特例の導入

### 参考とした自由回答等

- 地方でコンスタントに年間100名以上の寄付者を維持することがなかなか難しい。
- 寄付金額が3,000円より少ない方がご年配で多いので、毎年ギリギリの人数になってしまう。
- 広く市民から支援を受けているかどうかの判断基準として、絶対値基準での寄付者のカウントが3000円以上であることが厳しく思われる。
- 名寄せが必要な件数が多い為、作業に時間がかかる
- 上位10団体の寄付額は認定NPO法人全体の寄付額の64.8%と約2/3を占めている。  
また、上位3つの団体で認定NPO法人全体の5割弱の寄付額となる。つまり、寄付先が一定の団体に大きく偏っているということが理解できる。

## ■滞納処分を受けたことのない証明書の添付不要化

### 参考とした自由回答等

- 所轄税務署・県・市から過去3年間滞納処分を受けたことのない証明書を取つてくるのが面倒でした。